

防衛庁訓令第24号

防衛庁本庁における前金払等の実施に関する訓令を次のように定める。

昭和39年7月31日

防衛庁長官 小泉 純也

防衛省における前金払等の実施に関する訓令

(目的)

第1条 防衛省において、会計法（昭和22年法律第35号）第22条に基づき前金払又は概算払（以下「前金払等」という。）を実施する場合における手続その他必要な事項については、法令その他別に定めるほか、この訓令の定めるところによる。

(前金払等のできる場合)

第2条 契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいい、地方支分部局に属するものを除く。以下同じ。）は、次の各号に掲げる経費をもつて契約を締結する場合、当該経費の性質上前金又は概算をもつて支払をしなければ、当該契約の完全な

履行の確保が困難となり、事務に支障をきたすおそれのあると判断した場合に前金払等を行うことができる。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。

以下「予決令」という。）第57条第1号に規定する代価

(2) 予決令第57条第8号に規定する委託費

(3) 予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第

558号。以下「臨時特例」という。）第2条第2号の2に規定する代価

(4) 臨時特例第2条第4号に規定する代価

(5) 臨時特例第2条第5号に規定する代価

(6) 臨時特例第3条第1項の規定により概算払をす

ることができる経費のうち前3号に掲げる代価

（前金払等の時期）

第3条 契約担当官等は、前条第2号から第6号までに

規定する経費については、予決令第57条ただし書の

規定又は臨時特例第4条の規定により、それぞれ前金

払等を行うことができる範囲及びその金額の当該経費

の額に対する割合について財務大臣との間に協議が整った後でなければ前金払等を実施することができない。

2 契約担当官等は、前項の協議を必要とする前金払等について、年度ごと又は契約ごとに防衛大臣にその申請を行うものとする。

3 契約担当官等は前条第1号に掲げる経費については、契約相手方の対外支払方法等を審査した後、輸入品のC I F価格又はC & F価格を限度として前金払をするものとする。

第4条 契約担当官等は、前金払等の実施に当たってはその趣旨を十分考慮し、前条第1項の協議を必要とする経費については、その協議の範囲内において、予算金額、契約の対象となる工事又は製造等の難易並びに契約相手方の資金繰り状況等契約の実態に即して前金払等を実施するものとする。

(前金払等の明示)

第5条 契約担当官等は、第2条の規定により前金払等を実施することができる契約を締結しようとするとき

は入札又は見積条件として、競争入札参加者又は随意契約の相手方に対し、この訓令に定める条件に従い前金払等を行うことができる旨を明示するものとする。

(前払金等の目的外使用の禁止)

第6条 契約担当官等が前金払等を実施することを条件とする契約を締結するときは、契約相手方に対し前金払等による支払金（以下「前払金」という。）を当該契約の履行に直接必要な経費（第3条第1項の協議を必要とする経費についてはその協議により指定された範囲に係る経費）のため以外の目的に使用し又は利用してはならない旨を約定させるものとする。

(前金払等における調整)

第7条 契約担当官等は、前金払等をしようとする契約においては、当該契約に係る予定価格の算定に際して、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第63条に規定する標準金利を参考に調整を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、前金払等における調整

の方針は、大臣官房長が定める。

(前金払等の担保)

第8条 契約担当官等は、前金払等を実施することを条件とする契約を締結するとき、前金払等を保証するに足る担保（以下「前金払等の担保」という。）を提供させるものとする。ただし、特に信用確実と認める契約相手方であつて、契約の性質等により契約担当官等が前金払等の担保を必要としないと判断したときは、前金払等の担保を免除することができる。

(前金払等の担保の種類等)

第9条 前金払等の担保として提供されることができないものは、次に掲げるものとする。

(1) 予決令第78条に規定するもの

(2) 第2条第4号に規定する経費（第2条第6号の経費のうち同条第4号に掲げる代価を含む。）の前金払等にあつては、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前金払の保証に関し締結

された保証契約書

2 前項第1号に規定するもののうち金融機関の保証状及び第2号に規定する保証契約書の保証期間は、前金払等を行なった日から当該前払金の精算を完了するまでの期間とする。

(担保帰属の約定)

第10条 契約担当官等は、前条の規定により提供された担保のうち国債等の有価証券については、契約相手方をしてその者が前金払等に係る債務を履行しないときは当該有価証券を国庫に帰属する旨を約定させるものとする。

(前払金の使途明細書)

第11条 契約担当官等は、契約相手方が前金払等の申請を行なうときは前払金の使途の概要を記載した書類を提出させるものとする。

(前払金の預託)

第12条 契約担当官等は、契約相手方に対して前払金を当該契約相手方の指定する銀行に別口の預金として

預託する旨を約定させるものとする。ただし、契約の性質上別口の預金として預託させる必要がないと契約担当官等が判断したときはこの限りではない。

(部分払をする場合における前払金の精算方法)

第13条 前金払等した契約の既済部分又は既納部分に対する対価の支払（以下「部分払」という。）をするときは、前払金を部分払金額に充当し前払金を精算した後残額の支払をするものとする。ただし、部分払金額が前払金に満たないときは、部分払金額が前払金に達するまで前払金に順次充当する方法により前払金を精算するものとする。

2 契約担当官等は、契約の種類又は性質により前項によることが適当でないと判断したときは、同項の規定にかかわらず部分払の対価に前金払等の割合を乗じて得た金額を前払金により精算する方法によることができる。

(前払金の返納)

第14条 契約担当官等が前金払等をした後契約を変更

する場合において前払金の未精算額が前金払等の割合を超過することとなるとき（第3条第1項の協議に特別の定めがある場合を除く。）、又は前金払等をした契約を解除する場合において、前払金に未精算額があるときは、その超過金額又は未精算金額を契約の変更又は解除の日から15日以内の特定日（以下「約定返納日」という。）までに返納する旨を約定させるものとする。

2 前項の規定による返納金が約定返納日までに返納されないときは、約定返納日の翌日から返納するまでの期間の日数に応じ、当該返納金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第11条の規定による率を乗じて計算した金額を加算して返納させるものとする。

3 前各項の規定による金額は、当該契約又は他の契約に係る支払代金がある場合は、その支払代金からこれを相殺して支払う旨を約定させるものとする。

4 契約担当官等は、契約相手方が第6条に違反したと

きは、前払金の未精算金を返納する旨を約定させるものとする。この場合の取扱いは、前各項の例によるものとする。

(補助金等に係る前金払等の時期)

第15条 官署支出官は次の第1号ないし第3号に掲げる経費について前金払をしようとする場合及び第4号に掲げる経費について概算払をしようとする場合は、別に定める場合を除き、別記様式により防衛大臣に申請を行うものとする。

(1) 予決令第57条第10号に規定する補助金、負担金及び交付金

(2) 臨時特例第2条第3号に規定する代価

(3) 臨時特例第2条第5号の2に規定する代価

(4) 予決令第58条第4号に規定する補助金、負担金及び交付金

(委任規定)

第16条 この訓令の実施に関し、必要な事項は、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕

僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官（次項において「幕僚長等」という。）が定める。

- 2 幕僚長等は、前項の規定により必要な事項を定めたときは、この旨防衛大臣に報告するものとする。

附 則

この訓令は、昭和39年8月10日から施行する。

附 則（昭和59年5月30日庁訓第33号）

この訓令は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）

この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）抄

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年10月8日庁訓第67号）

この訓令は、平成15年10月8日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）抄

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）抄

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）

抄

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日省訓第27号）抄

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日省訓第8号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）抄

1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和元年6月20日省訓第8号）抄

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和5年11月28日省訓第105号）

この訓令は、令和5年度補正予算成立の日から施行する。

前金払（概算払）協議書

所管及び会計名	所管	会計名		組織	項
予算額及び経費の概要	科目及び示達額	国庫補助又は負担率又は額	補助事業者等負担率又は額	その他	経費の内容
	(目) (示達額)				
前金払（概算払）の根拠法令					
補助金等の根拠法令					
前金払（概算払）を必要とする相手方の名称及び事業の概要	(相手方) (概要)				
前金払（概算払）を必要とする理由					
前金払（概算払）をしようとする条件、方法、割合又は額					
前金払（概算払）を必要とする時期及び金額	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	摘要
その他参考となるべき事項					

注：1 本様式のほか、附属説明資料として案内図又は設計図等を添付する。
2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とする。